

随意契約理由一覧表(上下水道局分)(令和7年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
7	2	委託	R8.2.5	大和川ポンプ場No. 3汚水ポンプ分解点検業務	クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社	<p>本業務は、故障により運転不可能な状態である大和川ポンプ場No. 3汚水ポンプの不具合箇所を特定する為、分解点検を行うものである。大和川ポンプ場汚水ポンプ設備は、自然流下により幹線管を通じて流れてきた下水を処理施設に送水するためのものである。(当該ポンプ場には、汚水ポンプ設備が5台設置されている。)</p> <p>汚水ポンプ設備はポンプ本体、電動機の2機器を中心に様々な機器の組合せにより構成されており、これらは、それぞれが密接に関連し合うもので、一体的に連動して運転することによって、汚水ポンプ設備の性能を発揮させる。当該設備は製造業者である株式会社クボタが設置工事を行い、初期の機器調整・制御設定から不具合対応まで一貫して行ってきた。随意契約の相手方であるクボタ環境エンジニアリング株式会社は株式会社クボタの工事及び保守部門を担っており、当該設備の点検は当該設備の構造及び制御設定を熟知している当該業者以外では履行できない。</p> <p>クボタ環境エンジニアリング株式会社以外の者が本業務を履行した場合、当該設備への理解が不十分であることから、不具合箇所を特定できず、雨水ポンプを復旧できない恐れがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	12	委託	R7.12.26	水道料金等管理システム改修業務(物価高騰対策水道料金減額対応)	日本電気株式会社 関西支社	<p>本業務は、市が物価高騰等に直面する市民や事業者の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金減額を実施する際に、水道料金等管理システムが当該減額に適正に対応できるよう改修を行うものである。</p> <p>当該業務を適正に履行するためには、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上でシステムの機能等を損なうことなく履行することが必要となる。</p> <p>このことから、水道料金等管理システムの開発及び保守運用を行っている業者であり、当該システムにおける複雑、多岐、膨大なデータベース構造及びプログラムに関する専門的知識を有している唯一の業者である日本電気株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>なお、仮に本業務を当該業者以外が履行した場合は、必要なシステム設定の漏れや誤り、作業漏れ等により不具合が発生するおそれがあり、適正に水道料金及び下水道使用料を調定することができなくなるとともに、水道料金及び下水道使用料の請求に係る納入通知書の郵送及び口座振替の遅延など、局の事業運営及び市民生活に多大なる影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条13第1項第2号)</p>	
7	12	委託	R7.12.19	陶器系給水区域漏水調査業務	株式会社テスコム	<p>令和7年度上半期(4~9月)における全体の給水量について前年度と比較した結果、約55万トン(約1.2%)の増加がみられた。これに対し、料金水量には増加がみられず、有収率が低下していることから、水道施設からの漏水の可能性を調査した。</p> <p>市内各給水区域における給水量を調査した結果、陶器系給水区域において約30万トンと最も増加していることが判明した。この状態で放置すると1か月あたり約400万円程度の損失となり、漏水が発生していた場合の道路陥没などの二次災害の未然防止を図るためにも、緊急に漏水か所の調査及び特定し一刻も早く修繕を行う必要がある。</p> <p>陶器系給水区域は広範囲であり、調査対象となる水道施設が多く、また、調査には専門の機器やその使用経験のある調査員が必要となるため、委託による調査の実施が必要となる。</p> <p>当該業務は、漏水か所を調査特定するための緊急を要する措置であり、競争入札に付す時間的余裕がないため、即時対応が可能であり、本市が実施した過去漏水調査の入札参加実績のある三者の見積合せによる随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号)</p>	
7	11	委託	R7.11.11	陶器配水場ほか電動弁保守点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス	<p>本業務は、陶器配水場及び浅香山配水場において電動弁の機能維持のため必要な点検、分解整備及び消耗品の取替えを行うものである。</p> <p>本業務を行うに当たっては、製造者のみが熟知する設備の機器構成や制御方法、分解整備における標準手順といった専門技術や知識が必要であるが、設備の仕様詳細図面等については、製造者から公表されていない。仮に本業務に必要な専門技術や知識を有しない者が本業務を実施した場合、電動弁の性能が十分に発揮できず、電動弁による制御ができなくなり、市内給水に著しい支障をきたすおそれがある。このため、本業務の履行が可能なのは、本設備を製造した前澤工業株式会社よりアフターサービス部門を業務分担された唯一の者である株式会社前澤エンジニアリングサービスのみである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	



随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和7年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
7	7	委託	R7.7.28	配水管理センターほか水運用管理システム保守点検業務	関西日立株式会社	<p>本業務は、配水管理センター、配水場、配水池、制御所及び各モニターにおいて、水運用管理システムの機能維持のため必要な点検、清掃及び消耗部品の取替えを行うものである。</p> <p>当該システムは、堺市の配水場等施設を一元管理するものであり、設備の仕様詳細図面等については、機器の設計製作会社から公表されていない。</p> <p>本業務の随意契約の相手方である関西日立株式会社は、当該システムの設計製作業者である株式会社日立製作所関西支社から納入機器(水処理機器除く)の修理、取替、点検等の維持管理及び設備改修に関する業務移管を受けた業者であり、設備の機器構成や仕様を熟知している。</p> <p>仮に設備の仕様詳細図面等を有しない関西日立株式会社以外の者が本業務を実施した場合、当該システムの性能に影響をきたし、施設の監視制御ができなくなり、本市の水運用に支障が生じるおそれがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	7	委託	R7.7.11	情報セキュリティ対策システムバージョンアップ業務	エフサステクノロジーズ株式会社 西日本ビジネス本部 関西ビジネス統括部	<p>本業務の履行にあたっては、情報セキュリティ対策システムの構成を詳細に把握した上で、各機能の動作、セキュリティ対策を損なうことなくバージョンアップ業務を履行することが必要となる。</p> <p>このことから、情報セキュリティ対策システムの構築及び運用を行っている業者であり、構造及び設定に関する専門的知識を有している唯一の業者であるエフサステクノロジーズ株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>仮に当該システムの詳細な知識等を有しない者が本業務を履行する場合、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定や責任の所在が不明瞭になる等、迅速な対応ができなくなり、業務系ネットワークに接続されるサーバ及び端末を利用する局内の事業に支障を及ぼし、市民サービスに著しく影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	7	委託	R7.7.15	下水道管路打音調査(圧縮強度試験)業務	株式会社トキト	<p>本業務は、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省発出の令和7年3月18日付「下水道管路の全国特別重点調査について(依頼)」に沿って、堺市内の調査対象箇所の一部について、下水道管路内の打音調査(圧縮強度試験)を実施するものである。</p> <p>本業務は、別途市で実施している潜行目視調査の判定結果(緊急度Ⅰ又はⅡなど)に基づき調査を行い、令和7年8月8日の報告期限までに調査結果を取りまとめる必要があるもの。</p> <p>本業務について、緊急に契約を締結し、調査を実施しなければ、国が示す期限までに報告完了させることができないことから、競争入札に付す時間的余裕がないため、三者の見積合せによる随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和7年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
7	7	委託	R7.7.9	下水道管路内からの地中空洞調査(地中レーダー探査)業務(優先箇所実施分)	株式会社トキト	<p>本業務は、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省発出の令和7年3月18日付「下水道管路の全国特別重点調査について(依頼)」に沿って、堺市内の調査対象箇所の一部について、下水道管路内からの地中空洞調査(地中レーダー探査)を実施するものである。</p> <p>本業務は、別途市で実施している潜行目視調査の判定結果(緊急度Ⅰ又はⅡなど)に基づき調査を行い、令和7年8月8日の報告期限までに調査結果を取りまとめる必要があるもの。</p> <p>本業務について、緊急に契約を締結し、調査を実施しなければ、国が示す期限までに報告完了させることができないことから、競争入札に付す時間的余裕がないため、三者の見積合せによる随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号)</p>	
7	7	物品	R7.7.31	三宝水再生センター無停電電源装置交換部品	株式会社GSユアサフィールディングス 関西支店	<p>本調達物品は、株式会社GSユアサ製の無停電電源装置の正常な機能維持および安全を確保するために定期的に交換する必要のある部品である。交換部品の製作図面については無停電電源装置の製作メーカーである株式会社GSユアサが保有している為、他社では交換部品を製造することができない。また、当該交換部品の販売は、当該交換部品を製造している株式会社GSユアサから販売業務を移管された株式会社GSユアサフィールディングスによる直接販売のみ行われており、当該部品の調達は当該業者以外ではできない。</p> <p>以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、株式会社GSユアサフィールディングスと一者による随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	6	委託	R7.6.30	古川下水ポンプ場エレベータ設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	<p>本業務は、建築基準法に基づくエレベータ設備の適切な点検を行い、常に安全な運行を確保することを目的とした保守点検業務である。本業務の対象エレベータ設備は、無人施設である古川下水ポンプ場に設置しており、災害発生時等の緊急時を含め当該ポンプ場の適切な運転を継続するにあたり、エレベータ設備については遠隔監視制御装置を含めて適切に維持管理される必要がある。エレベータの監視制御装置はメーカーごとに仕様が異なり、監視制御装置へのアクセスには設計及び製作元が保有する技術情報、専用機器および診断ソフト等の使用が不可欠である。</p> <p>これらのことから、当該設備の技術情報等を有し、設計・製作会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社以外の者では本業務の履行ができないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>なお、仮に当該設備の詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、重大なミス等が生じる可能性が増すほか、万一、エレベータ設備の故障等が発生した場合に、故障等の発生そのものに気付くことが遅れる可能性が高まる、障害発生時の原因箇所の特定や責任の所在(製作、設置業者の責任か、保守業者の責任か)が不明瞭になる等、迅速な対応が困難になり、当該設備を使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	6	委託	R7.6.20	ガスクロマトグラフ質量分析装置(全自動固相抽出装置付)保守点検業務	金陵電機株式会社	<p>ガスクロマトグラフ質量分析装置はコンピューターによる専用のソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者で設置業者でもある当該業者でなければ、チェックアウトを含む保守点検を実施することができないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	6	委託	R7.6.20	イオンクロマトグラフ装置保守点検業務	株式会社三ツフロンテック	<p>当該装置は専門分析ソフトで制御されており、導入時に分析条件等の設定が必要であり、保守を行う際もその設定内容を熟知していなければ保守点検ができない。このため、本業務はメーカーの販売、保守の正規代理店であり、当該装置の設定を行った当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和7年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
7	6	委託	R7.6.1	給排水設備工事管理システム保守業務	コンピューターシステム株式会社	<p>本業務は、現在運用中の給排水設備工事管理システムの保守等を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で業務を履行することが必要となる。また、システム障害等が発生した場合は、当該システムを使用した業務への影響を最低限に抑えるため、迅速かつ適切な対応が必要となる。</p> <p>これらのことから、当該システムに係る技術、ノウハウ、システムの構造、プログラム及び設定内容等に関する知識を有しているコンピューターシステム株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>仮に当該システムの詳細な知識等を有しないものが、本業務を履行した場合、重大な設定ミス等が生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定等、迅速な対応が困難になり、当該システムを使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>なお、コンピューターシステム株式会社は、当該システムの開発者であるドコモ・システムズ株式会社から当該システムの関連技術等を独占的に継承している業者である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.28	緑町ほか下水道管路施設潜行目視調査業務	株式会社エコ・テクノ	<p>本業務は、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省発出の令和7年3月18日付「下水道管路の全国特別重点調査について(依頼)」に沿って、堺市内の調査対象箇所の一部について、潜行目視調査を実施するものである。</p> <p>本業務の判定結果(緊急度Ⅰ又はⅡなど)に基づき別途、打音調査・空洞調査を行った上で、令和7年8月8日の報告期限までに調査結果を取りまとめる必要があるもの。</p> <p>本業務について、緊急に契約を締結し、調査を実施しなければ、後続する打音調査・空洞調査の調査期間が十分に確保できず、国が示す期限までに報告完了させることができないことから、競争入札に付す時間的余裕がないため、三者の見積合せによる随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号)</p>	
7	4	委託	R7.4.22	光学式文字読取装置設定業務	株式会社ジェイエスキューブ	<p>本業務は、会計室出納課で使用(リース)している光学式文字読取装置について、新たに作成済の納入通知書等(3帳票)を光学式文字読取装置で読み取ってデータ化処理を行えるようにするため、ソフトウェアの改修を行うものである。当該業務を適正に履行するためには、ソフトウェアの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上でソフトウェアの機能等を損なうことなく履行することが必要となる。</p> <p>このことから、改修対象の光学式文字読取装置のソフトウェアの構築、設定及び機器を含めた納入・設置を行った業者である株式会社ジェイエスキューブ以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>なお、仮に本業務を当該業者以外が履行した場合は、必要なシステム設定の漏れや誤り、作業漏れ等により不具合が発生するおそれがあり、適正に収納処理をすることができなくなるなど、局の適正な事業運営に多大なる影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	上下水道事業統合型財務会計システム保守業務	日本電気株式会社 関西支社	<p>当該システムは日本電気株式会社が開発したものであり、システムの保守業務はソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社以外では履行できないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	上下水道事業統合型財務会計システムEdgeIEモード等対応改修業務	日本電気株式会社 関西支社	<p>本業務は、EdgeIEモード及びMicrosoft365に対応するため、上下水道事業統合型財務会計システム(以下、「システム」という。)に所要の改修を行うものである。</p> <p>システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握したうえで業務を履行する必要があるため、システムの開発者で詳細な知識等を有している日本電気株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。</p> <p>これらのシステム内容についての詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、障害発生時には本業務に起因しているものなのか、当該システム固有の問題であるのか、障害原因の特定が困難となり、システム障害の復旧が長期化することや復旧ができないことも想定され、契約上の責任の所在が不明確になることが懸念されるとともに、法令等に則った会計事務の執行に影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分)(令和7年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
7	4	委託	R7.4.1	上下水道局公共用地調査登記等業務	公益社団法人 大阪公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	当該業者は、官公署が行う業務の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、当該業務に関し、その大小を問わず迅速かつ正確に履行できる唯一の団体であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	上下水道局本庁舎中央監視装置保守点検業務	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社	当該業者は中央監視装置設置業者であり、局内中央監視設備と同じ監視設備を設置し、遠隔管理を行えるようにしていることから、他の業者では履行することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	上下水道局本庁舎電話設備保守点検業務	都築電気株式会社 大阪オフィス ソリューションビジネス本部	当該業者は、電話設備機器の製造業者(富士通株式会社)より、保守点検について業務移管を受けており、当局独自に構築されている交換機のシステム・ソフトウェア・データベース等を把握していること、また市長部局の電話設備と連動した機器構成・設定を熟知していることから他の業者では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	陶器配水場コントローラ等保守点検業務	メタウォーター株式会社 関西営業部	当該業者は、当該設備機器の開発製造業者であり、他の業者ではシステム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該設備機器の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	ガスクロマトグラフ質量分析装置(濃縮装置付)保守点検業務	株式会社島津アクセス 大阪支店	当該業者は当該装置の設置業者であり、当該装置はコンピューターによる専用の分析ソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者でもある当該業者でなければ、当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	ガスクロマトグラフ質量分析装置(PT/GC/MS/)(VOC用)保守点検業務	株式会社島津アクセス 大阪支店	当該業者は当該装置の設置業者であり、当該装置はコンピューターによる専用の分析ソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者でもある当該業者でなければ、当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	水道工事CAD設計積算システム(令和元年度稼働開始分)保守等業務	株式会社管総研	当該業者は当該システムを開発したもので、システムにおける詳細な設定等に必要な専門知識を有している。また、システムの機能を損なうことなく円滑に積算歩掛等のシステム反映を行うためには、システム構成を熟知した当該業者に委託する必要がある。 以上の理由により当システムは当該業者でない限り履行できない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	下水道事業受益者負担金等情報システム保守業務	株式会社 南大阪電子計算センター	本業務は、現在運用中の下水道事業受益者負担金等情報システムの保守等を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で、業務を履行することが必要となる。また、システム障害等が発生した場合は、当該システムを使用した業務への影響を最低限に抑えるため、迅速かつ適切な対応が必要となる。 これらのことから、当該システムの開発者であり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等に関する知識を有している株式会社南大阪電子計算センター以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 なお、仮に当該システムの詳細な知識等を有しないものが、本業務を履行した場合、重大な設定ミス等が生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定や責任の所在(開発業者の責任か、保守業者の責任か)が不明瞭になる等、迅速な対応が困難になり業者以外が履行した場合は、必要なシステム設定の漏れや誤り、当該システムを使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼすおそれがある。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和7年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
7	4	委託	R7.4.1	水道料金等電子バーコード・ペーパーレス決済収納代行業務	株式会社電算システム	<p>本業務は上下水道局スマートフォンアプリ「すいりん」を利用した電子バーコード・ペーパーレス決済サービスの収納代行業務である。</p> <p>「すいりん」を利用した決済システムの導入に際しては、「すいりん」に株式会社電算システムの電子バーコードシステムを実装するとともに、当該の電子バーコードシステムと連携できるよう、水道料金等管理システムの改修を行っている。仮に本業務を当該業者以外が履行した場合、既存の料金システムと連携した情報システムを有していないため、現行の水道料金及び下水道使用料の「すいりん」を利用した決済及び局への入金処理ができなくなり、事業に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このことから、既存の料金システムと連携した情報システムを有している唯一の業者である株式会社電算システム以外では適正な履行ができないため、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	下水道工事設計積算システム保守点検業務	株式会社 江守情報	<p>当該システムの開発業者であり、当該システムにおけるデータベース構造及びプログラムに関する専門的知識を有している株式会社江守情報以外では履行できないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	三宝水再生センター水処理中央監視制御装置保守点検業務	東芝インフラテクノサービス株式会社 関西支店	<p>当該業者は、水処理中央監視制御装置及び特高自家発電のSIS(固定絶縁スイッチギヤ)の製作・設置業者であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他の業者では東芝製システム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該装置の保守点検ができないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	堺浜関連施設中央監視制御装置保守点検業務	メタウォーター株式会社 関西営業部	<p>当該業者は、堺浜関連施設の中央監視制御装置の製作・設置業者であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他の業者ではメタウォーター株式会社製システム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該装置の保守点検ができないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	三宝水再生センター2系放流水水質計器保守点検業務	株式会社堀場テクノサービス	<p>当該業者は製造・設置業者である株式会社堀場製作所のメンテナンス部門を担っており、動作確認や保守・修理対応を可能にするため調整点検及び取替部品の取替は当該業者以外では出来ないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	三宝水再生センターほか高圧絶縁監視業務	一般財団法人関西電気保安協会 堺営業所	<p>当該業者は、製造及び設置業者で、特許も取得しており、他の業者では履行できないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	場外遠隔監視装置保守点検業務	株式会社明電エンジニアリング	<p>当該業者は、製造及び設置業者である株式会社明電舎の業務移管を受けており、他の業者では履行できないため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
7	4	委託	R7.4.1	三宝水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	<p>本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	

随意契約理由一覧表(上下水道局分)(令和7年度)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
7	4	委託	R7.4.1	石津水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	泉北水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	堺市上下水道地理情報システム運用・保守業務	国際航業株式会社 大阪支店	「堺市上下水道地理情報システム」は平成29年度から令和5年度末まで「新堺市上下水道地理情報システム作成及び運用・保守業務」を一般競争入札で国際航業株式会社と契約し、システム作成と5年間の運用・保守業務を行ってきた。令和6年度は一社随意契約で国際航業株式会社と契約し、運用・保守業務を行った。 本業務は、令和7年度以降も「堺市上下水道地理情報システム」を滞りなく稼働し続け、障害の予防・対応による信頼性向上のために、システム運用・保守業務を行うものである。 当該システムは、国際航業株式会社のパッケージ製品を堺市の仕様で追加開発したものであるため、システム仕様詳細は一般に公開されていない。本業務の随意契約の相手方である国際航業株式会社は、当該システム開発業者であり、仕様詳細を熟知していることから、国際航業株式会社以外の者では本業務を履行できない。仮に本業務を国際航業株式会社以外の者が本業務を実施した場合、当該システムに障害が生じ、業務継続させることができない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	委託	R7.4.1	堺市上下水道局ホームページ運用保守業務	株式会社スマートバリュー	堺市上下水道局ホームページ(以下、「HP」という。)のリニューアル業務につき、別途プロポーザルを経て、株式会社スマートバリューを契約相手方に選定し、令和5年4月にリニューアル後のHPを運用開始した。 本業務は、運用開始後に必要とする保守運用を委託するものであり、局の広報の方針及びHPの複雑な構成を熟知する株式会社スマートバリュー以外の者は本業務を履行することができない。 仮に、局の広報の方針及びHPの構成を熟知しない他の者が本業務を履行しようとすると、予期しない作業誤りにより的確な情報提供がなされず、局の情報提供に対する市民からの信頼を損なうおそれがある。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	物品	R7.4.1	建設物価掲載単価データ	一般財団法人建設物価調査会 大阪事務所	本調達物品は、一般財団法人建設物価調査会発行物の「掲載単価」を元に作成されたデータであり、それらのデータを水道工事CAD設計積算システムにて共同利用するために必要なものである。また、本調達物品の購入にあたっては、水道工事CAD設計積算システムにデータ搭載するため、一般財団法人建設物価調査会による単価データ調整等が必要であり、当該業者以外に調達先がないものである。 以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、一般財団法人建設物価調査会と一者による随意契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
7	4	物品	R7.4.1	積算資料掲載単価データ	一般財団法人経済調査会 関西支部	本調達物品は、一般財団法人経済調査会発行物の「掲載単価」を元に作成されたデータであり、それらのデータを水道工事CAD設計積算システムにて共同利用するために必要なものである。また、本調達物品の購入にあたっては、水道工事CAD設計積算システムにデータ搭載するため、一般財団法人経済調査会による単価データ調整等が必要であり、当該業者以外に調達先がないものである。 以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、一般財団法人経済調査会と一者による随意契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	